【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	平成29年５月15日
【会社名】	株式会社キタムラ
【英訳名】	KITAMURA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　浜田　宏幸
【本店の所在の場所】	高知県高知市本町４丁目１番16号
【電話番号】	０８８（８２２）１６４６
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理財務部長　　志村　健二
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜２丁目４番１号
【電話番号】	０４５（４７６）０７７７
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理財務部長　　志村　健二
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	その他の者に対する割当　2,103,000,000円 株主による売出し　1,547,667,800円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）１　平成29年５月15日開催の取締役会決議によります。
２　振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町２丁目１番１号

２【株式募集の方法及び条件】

（１）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	―	―	―
その他の者に対する割当	3,000,000株	2,103,000,000	1,051,500,000
一般募集	―	―	―
計（総発行株式）	3,000,000株	2,103,000,000	1,051,500,000

（注）１　第三者割当の方法によります。
２　発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、1,051,500,000円であります。

（２）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
701	350.5	100株	平成29年５月31日（水）～平成29年６月１日（木）	―	平成29年６月１日（木）

（注）１　第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
２　発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
３　本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先との間で「総数引受契約」を締結しない場合には本第三者割当増資は行われないことになります。
４　申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

（３）【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社キタムラ　高知本店	高知県高知市本町４丁目１番16号

（４）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社四国銀行　本店営業部	高知県高知市南はりまや町１丁目１番１号

３【株式の引受け】

該当事項はありません。

４【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,103,000,000	20,000,000	2,083,000,000

（注）１　発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。
２　発行諸費用に含まれる主なものは、弁護士費用、フィナンシャルアドバイザリー費用、登記費用等であります。

（２）【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①　既存イメージングビジネスの収益性向上及び付加価値化のためのブランディング及びシステム投資	1,000	平成29年６月～平成31年３月
②　店舗網の再構築及び新業態開発の費用	700	平成29年６月～平成31年３月
③　新商品・サービス・新ビジネスモデルの開発・展開にかかる費用	383	平成30年４月～平成32年３月

（注）１　既存イメージングビジネスの収益性向上及び付加価値化のためのブランディングとして、リアル店舗全店を対象に、シーズンごとのテーマを活かした店舗ディスプレイを行うことに５億円の使用を検討しております。また、システム投資については、モバイル端末等から簡単にご利用頂けるサービスの構築及び写真関連アプリケーション開発に５億円の使用を検討しております。
２　店舗網の再構築及び新業態開発の費用については、店舗ドミナントの見直しと再配置に２億円、あわせて次世代店舗の開発と出店に５億円を使用する予定です。
３　新商品・サービス・新ビジネスモデルの開発については、両社のシナジーを最大限に活かすことを念頭に、リアル店舗とＥＣの相乗効果を最大限活かせる仕組みの開発を進めるため、約４億円を使用する予定です。
４　調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

第２【売出要項】

１【売出有価証券】

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所、氏名又は名称
普通株式	2,207,800株	1,547,667,800	神奈川県川崎市麻生区上麻生2-35-5 株式会社キタマサ

（注）１　上記売出しは、売出しに係る株式の所有者が当社の主要株主であり、有価証券通知書を提出する必要があるものの、「企業内容等の開示に関する留意事項について　Ｂ　基本ガイドライン５－１」に規定される「並行募集等に係る有価証券届出書」に該当するため、新規発行に係る募集とあわせて記載するものです。
２　上記売出しに係る所有者である株式会社キタマサ（以下「キタマサ」といいます。）は、上記売出しに係る全株式2,207,800株を、一株当たり売出価格701円で、平成29年５月15日を約定日、平成29年６月１日を受渡日として、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下「カルチュア・コンビニエンス・クラブ」といいます。）に市場外の相対取引により売却する予定です。
３　振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町２丁目１番１号

２【売出しの条件】

該当事項はありません。なお、売出数、売出価格、約定日、受渡日等については、上記「１　売出有価証券（注２）」をご参照下さい。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

平成29年６月１日に、本第三者割当増資に係る一株当たりの発行価格と同条件で、「第２　売出要項」にあるキタマサによる普通株式の売出しが行われることとなっております。

なお、当該売出しが実行された場合、カルチュア・コンビニエンス・クラブが保有することとなる当社株式の数は、本第三者割当により割り当てられる3,000,000株と合計して6,207,900株となり、本第三者割当増資後の発行済株式総数20,918,252株の29.68%（小数点以下第三位四捨五入。）にあたります。

また、本第三者割当増資に係る募集、上記売出しは、一連の取引として実行されることとなっておりますので、その一部だけが実行され、又は一部が実行されないことはありません。

第３【第三者割当の場合の特記事項】

１【割当予定先の状況】

ａ　割当予定先の概要

名称	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
本店の所在地	大阪府大阪市北区梅田２丁目５番25号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長兼ＣＥＯ　　増田　宗昭
資本金	100百万円
事業の内容	TSUTAYA、TSUTAYA DISCAS、Ｔカード等のプラットフォームを通じてお客様にライフスタイルを提案する企画会社
主たる出資者及びその出資比率	増田　宗昭　　50.10%

ｂ　提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数（平成29年３月31日時点）	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している割当予定先の株式の数（平成29年３月31日時点）	当社普通株式1,000,100株（発行済株式総数の5.58%）を保有しております。
人事関係		割当予定先の子会社の取締役が、当社子会社の取締役を兼務しております。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		当社のレンタル事業において、割当予定先のフランチャイジーとして当社連結子会社の株式会社ビコムキタムラがＤＶＤやＣＤのレンタルを中心に「TSUTAYA」事業を行っております。また、店舗販売事業及びレンタル事業において、当社及び株式会社ビコムキタムラがＴポイントの加盟店として取引しております。

ｃ　割当予定先の選定理由

カルチュア・コンビニエンス・クラブは、当社の株式5.58%を保有する株主であり、書籍・ＣＤ・ＤＶＤの販売及びＤＶＤ・ＣＤ・コミックのレンタルを行う「TSUTAYA」、ＤＶＤ・ＣＤ・コミックのネット宅配レンタルサービスの「TSUTAYA DISCAS」やインターネット通販の「TSUTAYAオンラインショッピング」、全国でご利用いただける共通ポイントカードサービス「Ｔポイント（Ｔカード）」、生活提案型商業施設である「T-SITE」「蔦屋書店」などの生活提案プラットフォームを通じて、「ヒトと世の中をより楽しく幸せにする環境＝カルチュア・インフラ」を創造し、ライフスタイルを提案する企画会社であります。

一方、当社は、スマートフォンの販売を取り巻く環境の激変や中長期的な既存商品の市場縮小という事態に対し、そのような事業環境下でも利益が確保できる体制を確立するとともに、収益と成長が見込める分野に経営資源を振り向けていくことを目的とする「事業構造改革の実施に関するお知らせ」を平成29年２月14日に公表し、推進しております。

当社とカルチュア・コンビニエンス・クラブは、平成25年８月９日に資本業務提携契約を締結して以来、既存写真市場におけるシェア拡大などをめざし、複合商業施設T-SITEへの出店、TSUTAYA店への併設出店、Ｔカード・Ｔポイントとの更なる連携強化、また連結子会社のラボネットワーク（写真卸販売事業を展開）とカルチュア・コンビニエンス・クラブの連結子会社であるフォトクリエイト社との業務提携等を通じ、協力関係を築いてまいりました。

そうした中、事業構造改革を強力に推進し、オムニチャネル戦略を一層加速させ、幅広い年代層のお客様に対し新たなイメージング体験をご提供することで企業価値創造を目指す当社と写真領域を重要事業ドメインと考え、ライフスタイル提案企業として写真を通じた生活提案の強化をしていきたいとするカルチュア・コンビニエンス・クラブの中長期的な方向性が合致しており、今までの関係性をより深めることで相互にシナジーが得られることを確認し、本資本業務提携を行うことを決定いたしました。

業務提携に関しては、当社の有する「カメラのキタムラ」「スタジオマリオ」などのリアル店舗ネットワークをはじめ、800万人のキタムラネット会員およびイメージングビジネスにおける当社独自ノウハウとTSUTAYA／蔦屋書店、T-SITEをはじめ、約6,000万人のＴ会員の顧客基盤を通じたライフスタイル提案力や店舗企画力といったカルチュア・コンビニエンス・クラブの有する経営資源の融合を加速させることで、両社の提携関係を一層強化いたします。結果として、顧客満足度の高い商品・サービスの開発が可能になること、両社の顧客基盤が補完的であり相互の顧客基盤へのクロスセル実施が可能となること、カルチュア・コンビニエンス・クラブ傘下の写真事業統括会社（株式会社ＣＣＣフォトライフラボ）との連携が一層深まりイメージングに関わる事業開発のスピードアップが図れること等、事業シナジーが期待できることから、当社の企業価値向上に繋がるものであると考えられます。

なお、当社とカルチュア・コンビニエンス・クラブは、業務提携に関わる協議の過程で、当社の収益力を中長期的に高めていくためには、カルチュア・コンビニエンス・クラブからライフスタイル提案、データベース活用及び新たなサービス開発に長けた人材を受け入れるとともに、イメージングサービスの収益性向上及び付加価値化のためのデータベースや写真ストレージの構築、新業態開発等を進めていくことが喫緊の課題であり、そのための安定的な資金を確保することが必要であるとの結論にいたりました。

当社は、資金調達の方法として借入金や公募増資等、多面的に検討いたしましたが、本件業務提携により行う施策はリスクを伴うものであり、本業務提携の実効性と提携関係の強化をより促進させることが適切であるとの観点から、カルチュア・コンビニエンス・クラブに対する第三者割当による資金調達が最適であると判断いたしました。

また、当社及びカルチュア・コンビニエンス・クラブは、本資本業務提携において、カルチュア・コンビニエンス・クラブから当社に対する取締役の派遣について合意しており、かかる合意に基づき、当社は、平成29年６月20日開催予定の第83期定時株主総会において、カルチュア・コンビニエンス・クラブが指名する者３名を取締役候補者に含む取締役選任議案を提出する予定です。

d　割り当てようとする株式の数

割当予定先	種類	割当予定株数
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	当社普通株式	3,000,000株

e　株券等の保有方針

本第三者割当により発行する割当新株式について、割当予定先であるカルチュア・コンビニエンス・クラブからは中長期的に保有する意向である旨を確認しております。また、カルチュア・コンビニエンス・クラブに対して、本第三者割当の払込期日から２年間において、本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社に書面にて報告すること、及び当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書を取得する予定であります。

f　払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるカルチュア・コンビニエンス・クラブの払込に要する財産の存在については、直近の決算書及びヒアリング等により、現預金の残高、純資産、総資産等を確認した結果、本第三者割当増資の払込みに要する資金の確保はあるものと判断しております。

g　割当予定先の実態

割当予定先であるカルチュア・コンビニエンス・クラブからは、同社が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他団体（以下「特定団体等」といいます。）でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していない旨の確認書を受領しております。当社は割当予定先及び割当予定先の株主・役員について、日経テレコン、インターネット等のメディア掲載情報を検索するとともに、弁護士の調査レポートを確認し、割当先が特定団体等と一切関係を有していないと判断しました。

なお、当社は、株式会社東京証券取引所に「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書（第三者割当）」を提出しております。

２【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

３【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠と合理性に関する考え方

発行価格は、当社が平成29年５月９日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しているため、当該業績予想修正公表の翌営業日である平成29年５月10日から、本第三者割当に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」という。）の直前営業日である平成29年５月12日までの直前３営業日の株式会社東京証券取引所第二部市場における当社普通株式の終値単純平均値701円といたしました。

発行価格の算定方法について直前３営業日の終値単純平均値を採用した理由は、当社普通株式の市場における取引高が少なく、特定の一時点を基準にするよりも一定期間の平準化された株価を採用した方が、一時的な株価変動の影響などの特殊要因を排除でき、客観性が高いと判断したためです。また、一定期間として当該３営業日を採用した理由は、当該期間における株価が当社の平成29年３月期の連結業績予想の修正を織り込んだかたちで形成されていると考えられることから、当社の企業価値を適切に反映しているものと判断されるためです。

当該発行価額につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日である平成29年５月12日における株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値702円、本取締役会決議日の前営業日までの直前１か月間（平成29年４月13日から平成29年５月12日）の各取引日の終値単純平均698円（円未満四捨五入。終値平均値の計算において以下同じです。）、直前３か月間（平成29年２月13日から平成29年５月12日）の各取引日の終値単純平均736円、直前６か月間（平成28年11月14日から平成29年５月12日）の各取引日の終値単純平均762円を勘案し、割当予定先と協議・交渉を経たうえで決定したものです。

上記発行価格701円は、本取締役会決議日の直前営業日の終値702円に対し0.14%のディスカウント、本取締役会決議日の直前１ヶ月間の終値平均値698円に対し0.43%のプレミアム、本取締役会決議日の直前３ヶ月間の終値平均値736円に対し4.76%のディスカウント、本取締役会決議日の直前６ヶ月間の終値平均値762円に対し8.01%のディスカウントになります。

また、当該発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠する範囲のものであることから、特に有利な発行価格に該当しないものと判断しております。

なお、本取締役会決議日開催の取締役会に出席した監査役６名（うち社外監査役３名）全員より、当該発行価額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠する範囲のものであり、当社を取り巻く事業環境、直近の業績動向、昨今の株式市場の動向、当社の株価変動等を総合的に勘案して、割当予定先に特に有利ではない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により増加する株式数は3,000,000株（議決権数30,000個）であり、発行済株式総数の16.74%（平成29年３月31日現在の議決権総数178,874個に対する割合は16.77%）に相当し、これにより一定の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本第三者割当は、当社にとって割当予定先との関係強化を伴うものであることから、今後の成長基盤の確立と企業価値の向上に資するものとして、発行数量及び希薄化の規模においても、合理性があるものと考えております。

４【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	大阪府大阪市北区梅田2-5-25	1,000,100	5.59%	6,207,900	29.72%
株式会社キタマサ	神奈川県川崎市麻生区上麻生2-35-5	2,207,811	12.34%	11	0%
富士フイルム株式会社	東京都港区西麻布2-26-30	1,700,000	9.50%	1,700,000	8.14%
キタムラ従業者持株会	高知県高知市本町4-1-16	999,985	5.59%	999,985	4.79%
株式会社四国銀行	高知県高知市南はりまや町1-1-1	839,800	4.69%	839,800	4.02%
キヤノンマーケティングジャパン株式会社	東京都港区港南2-16-6	740,000	4.14%	740,000	3.54%
株式会社高知銀行	高知県高知市堺町2-24	532,300	2.98%	532,300	2.55%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	360,000	2.01%	360,000	1.72%
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1	359,000	2.01%	359,000	1.72%
株式会社ニコン	東京都港区港南2-15-3	358,400	2.00%	358,400	1.72%
合計	―	9,097,396	50.86%	12,097,396	57.92%

（注）１　平成29年３月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
２　「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年３月31日現在の総議決権数（178,874個）に本第三者割当により割り当てられる株式数を加えた株式数によって算出し、小数第三位を四捨五入しております。
３　上記表には、「第２　売出要項」に記載の売出しの影響を反映させております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第４【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

１．事業等のリスクについて

後記「第四部　組込情報」の有価証券報告書（第82期）及び四半期報告書（第83期第３四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成29年５月15日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成29年５月15日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

２．臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部　組込情報」に記載の有価証券報告書（第82期）提出日（平成28年６月21日）以降、本有価証券届出書提出日（平成29年５月15日）までの間において、以下の臨時報告書を四国財務局長に提出しております。

（平成28年６月22日提出の臨時報告書）

１　提出理由

平成28年６月20日開催の当社第82期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

２　報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年６月20日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

当社普通株式１株につき金20円

第２号議案　定款一部変更の件

定款変更は以下のとおりです。

（下線部分変更箇所を示しております。）

変更前	変更後
第４章　取締役および取締役会 第20条（員数） 当会社に取締役25名以内を置く。 （新設）	第４章　取締役および取締役会 第20条（員数） 当会社に取締役15名以内を置く。 第32条（取締役の責任免除） 当会社は会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 ２．当会社は会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

変更前	変更後
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
第32条（員数） 当会社に監査役５名以内を置く。	第33条（員数） 当会社に監査役６名以内を置く。
第33条（監査役の選任） （条文省略） （新設） （新設）	第34条（監査役の選任） （現行どおり） ２．当会社は会社法第329条第３項の規定にもとづき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ３．前項の補欠監査役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第34条（監査役の任期） （条文省略） ２．補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。	第35条（監査役の任期） （現行どおり） ２．補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。ただし、前条第２項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。
第35条～第38条（条文省略）	第36条～第39条（条文省略）
（新設）	第40条（監査役の責任免除） 当会社は会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第６章　計算	第６章　計算
第39条～第42条（条文省略）	第41条～第44条（現行どおり）

第３号議案　取締役８名選任の件
取締役として、北村正志、北村正雄、浜田宏幸、菅原孝行、﨑川洋邦、志村健二、田村均及び増田宏一を選任する。

第４号議案　監査役２名選任の件
監査役として、金澤稔及び渡辺一勝の両氏を選任する。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件
補欠監査役として、今野淳を選任する。

第６号議案　監査役の報酬額改定の件
監査役の報酬額を月額６百万円以内とする。

第７号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈、ならびに役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給の件

退任取締役甲藤隆造、成岡冨士夫、櫻井均、水野年成、岩本満孝、松井幹夫、大西英之、秋山圭一、岡林一郎、能登康之、中村和夫の11氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任するものとする。

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、対象となる取締役６氏及び監査役５氏に対し、当社所定の基準に従い、在任期間に対応する功労加算金を含めた退職慰労金を打切り支給すること、また支給時期は各氏の退任時とし、具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任するものとする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果（賛成の割合）
第１号議案	132,674	160	0	（注）１	可決（92.0%）
第２号議案	132,666	167	0	（注）２	可決（92.0%）
第３号議案				（注）３	
北村　正志	131,595	1,239	0		可決（91.3%）
北村　正雄	132,487	347	0		可決（91.9%）
浜田　宏幸	131,626	1,208	0		可決（91.3%）
菅原　孝行	132,510	324	0		可決（91.9%）
﨑川　洋邦	132,510	324	0		可決（91.9%）
志村　健二	132,463	371	0		可決（91.9%）
田村　均	132,502	332	0		可決（91.9%）
増田　宏一	132,471	363	0		可決（91.9%）
第４号議案				（注）３	
金澤　稔	132,546	287	0		可決（91.9%）
渡辺　一勝	132,563	270	0		可決（92.0%）
第５号議案				（注）３	
今野　淳	132,633	200	0		可決（92.0%）
第６号議案	131,853	979	0	（注）１	可決（91.5%）
第７号議案	131,457	1,377	0	（注）１	可決（91.2%）

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成であります。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会の前営業日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

（平成29年２月14日提出の臨時報告書）

１　提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２　報告内容

１．当該事象の発生年月日

平成29年２月14日（取締役会決議日）

２．当該事象の内容

当社は、平成29年２月14日開催の取締役会において、一部店舗の閉鎖を含めた事業構造改革の実施を決定いたしました。

（事業構造改革実施の背景と目的）

当社グループは、事業の長期的な成長を重視し、社会のデジタル化に対応した写真事業への変革を目指し、すべての活動を「プリントにつなげる」戦略を推進しております。この戦略のもと、「photo＋（フォトプラス）」コーナーの活用、デジタルカメラ・スマートフォンのシェアアップ、オムニチャネルの推進、出店、七五三・年賀状強化に取り組んでまいりました。しかしながら、ハード部門については、平成28年熊本地震の影響によるデジタルカメラ等の減産の影響や、スマートフォンをめぐる環境の激変により、大幅に売上が落ち込むこととなりました。イメージング部門についても、年賀状等は好調であったものの、内製プリント等の販売枚数の減少を補うには至っておりません。こうした状況のもと、既存商品の市場が縮小する中でも利益が確保できる体制・損益構造を確立するとともに、今後も収益と成長が見込める分野に経営資源を振り向けていく事業構造改革を行うことといたしました。

（事業構造改革の概要）

当社グループは、以下の６つの重点施策により事業構造改革を実施し、企業価値向上を目指してまいります。

(1) 店舗の戦略的再配置により、店舗の収益力を向上させます

ハード、従来型のプリント等の市場縮小を見越し、店舗の閉鎖・再配置を行い、１店舗当たりの収益力を向上させます。カメラのキタムラ及びスタジオマリオの店舗を対象として、平成29年３月期に81店舗、平成30年３月期に48店舗、合計129店舗の閉鎖を計画しております。

(2) モバイル事業部の新設により、専門性を強化した５事業部体制とします

スマートフォンについては、地域特性や立地条件が販売に適している店舗に経営資源と人員を集中させます。カメラのキタムラ、スタジオマリオ、アップル製品サービス、ＥＣ、モバイルの５事業部が専門性を強化できる体制とします。

(3) 事業別の採算管理の徹底と経費の抜本的な見直しにより、固定費を4,500百万円削減します

事業別の採算管理を徹底し、全社の経費も抜本的に見直します。加えて、適正な人員配置と効率的な店舗オペレーションの実施により、総人件費を抑制してまいります。これにより、平成30年３月期までに店舗閉鎖と合計で固定費を4,500百万円削減します。

(4) 商品ラインナップの拡充により、イメージングビジネスを立て直します

「イメージング」を幅広くとらえ直し、広く深い商品開発を実行に移します。また、今まで未開拓であった、法人顧客に対するイメージング関連サービスの展開等により顧客基盤を拡大し、安定的な収益基盤を構築してまいります。

(5) 800万人のキタムラネット会員への働きかけを強め、オムニチャネル戦略を加速させます

現在800万人の会員に働きかけることで、店舗からのネット活用と、ネットからの店舗送客を増加させます。ＥＣとモバイル、ＥＣとスタジオマリオとの連携を強めるとともに、ＥＣを活用したイメージング分野の強化に取り組みます。

(6) 「写真の新たな楽しみ方」を提案するサービスを創り、新たなビジネスモデルを確立します

顧客接点を増加させ、キタムラ独自の新しいイメージング体験を幅広い年代層のお客さまにご提供することを目的として、他社とのコラボレーションを積極的に推進し、新たなビジネスモデルを早期に確立いたします。

３．当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成29年３月期第３四半期の個別決算及び連結決算において、閉鎖する店舗に係る減損損失500百万円、店舗閉鎖損失引当金繰入額203百万円を特別損失として計上いたしました。

（平成29年５月15日提出の臨時報告書）

１　提出理由

当社は、平成29年５月15日開催の取締役会において、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社への第三者割当による新株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）を決議しており、また、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社は、平成29年６月１日に、本第三者割当増資と併せて、当社の主要株主である株式会社キタマサから当社株式を取得することを予定しております。これにより主要株主の異動が見込まれるため、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第４号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２　報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの　　カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
主要株主ではなくなるもの　　株式会社キタマサ

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

主要株主となるもの
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	10,001個	5.59%
異動後	62,079個	29.72%

主要株主ではなくなるもの
株式会社キタマサ

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	22,078個	12.34%
異動後	0個	0%

（注）１．平成29年３月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
２．「総株主等の議決権の数に対する割合」は、平成29年３月31日現在の総議決権数（178,874個）に本第三者割当増資に伴い増加する議決権の数30,000個を合計した208,874個を分母として算出し、小数第三位を四捨五入しております。
３．異動後の「議決権の数」は、本第三者割当増資に伴い増加する「議決権の数」30,000個およびカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が株式会社キタマサから当社株式を取得することを前提として異動する「議決権の数」22,078個を加減しております。

(3) 当該異動の年月日

平成29年６月１日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額　　2,852,437,118円
発行済株式総数　　普通株式　　17,918,252株

３．最近の業績の概要について

平成29年５月15日開催の当社取締役会において承認された平成29年３月期決算短信に記載されている第83期連結会計年度（自平成28年４月１日至平成29年３月31日）に係る連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書は以下のとおりであります。

なお、これらは「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成したものではありません。

また、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表

（１）連結貸借対照表

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (平成28年３月31日)	当連結会計年度 (平成29年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,590	16,579
受取手形及び売掛金	7,814	7,832
商品	12,625	10,842
原材料及び貯蔵品	788	695
前払費用	650	631
繰延税金資産	456	841
未収入金	3,032	2,782
その他	539	428
貸倒引当金	△71	△63
流動資産合計	32,426	40,571
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	14,307	14,108
減価償却累計額	△10,336	△10,009
建物及び構築物（純額）	3,970	4,098
機械装置及び運搬具	1,294	1,262
減価償却累計額	△1,121	△1,131
機械装置及び運搬具（純額）	173	131
工具、器具及び備品	8,383	7,984
減価償却累計額	△6,144	△5,827
工具、器具及び備品（純額）	2,238	2,157
土地	5,567	5,486
リース資産	5,648	6,470
減価償却累計額	△1,847	△2,874
リース資産（純額）	3,801	3,595
建設仮勘定	62	175
有形固定資産合計	15,814	15,644
無形固定資産		
ソフトウエア	1,455	1,515
その他	695	621
無形固定資産合計	2,151	2,137
投資その他の資産		
投資有価証券	1,070	1,082
長期貸付金	42	42
長期前払費用	150	129
繰延税金資産	1,398	1,859
敷金及び保証金	8,582	8,060
仕入先長期積立金	775	775
その他	64	52
貸倒引当金	△55	△51
投資その他の資産合計	12,029	11,950
固定資産合計	29,994	29,732
資産合計	62,420	70,304

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年３月31日)	当連結会計年度 (平成29年３月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,018	11,137
短期借入金	1,460	300
1年内返済予定の長期借入金	4,351	7,343
未払金	2,240	1,681
リース債務	1,267	1,437
未払法人税等	386	689
未払消費税等	491	253
未払費用	2,457	2,457
賞与引当金	950	964
役員賞与引当金	28	15
店舗閉鎖損失引当金	―	142
資産除去債務	―	83
その他	667	342
流動負債合計	28,320	26,848
固定負債		
長期借入金	6,336	18,227
リース債務	2,822	2,523
役員退職慰労引当金	703	―
退職給付に係る負債	4,300	4,412
商品保証引当金	305	286
資産除去債務	142	143
その他	199	725
固定負債合計	14,810	26,317
負債合計	43,130	53,166
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,852	2,852
資本剰余金	2,604	2,604
利益剰余金	13,923	11,573
自己株式	△12	△12
株主資本合計	19,367	17,017
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	186	246
退職給付に係る調整累計額	△360	△232
その他の包括利益累計額合計	△173	14
非支配株主持分	95	106
純資産合計	19,289	17,137
負債純資産合計	62,420	70,304

（２）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（連結損益計算書）

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日）
売上高	154,219	141,322
売上原価	98,492	89,543
売上総利益	55,727	51,779
販売費及び一般管理費	54,781	53,011
営業利益又は営業損失（△）	946	△1,231
営業外収益		
受取利息	2	2
受取配当金	25	24
受取手数料	72	63
仕入割引	153	121
貸倒引当金戻入額	8	13
その他	136	167
営業外収益合計	399	393
営業外費用		
支払利息	133	138
支払手数料	37	72
売上割引	5	4
貸倒引当金繰入額	5	1
その他	19	14
営業外費用合計	201	230
経常利益又は経常損失（△）	1,144	△1,069
特別利益		
固定資産売却益	―	6
投資有価証券売却益	―	6
受取補償金	―	5
特別利益合計	―	17
特別損失		
固定資産除却損	187	173
減損損失	109	846
投資有価証券売却損	27	2
店舗閉鎖損失引当金繰入額	―	216
その他	―	23
特別損失合計	324	1,261
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△）	819	△2,313
法人税、住民税及び事業税	617	564
法人税等調整額	124	△895
法人税等合計	742	△331
当期純利益又は当期純損失（△）	77	△1,981
非支配株主に帰属する当期純利益	6	10
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	70	△1,991

（連結包括利益計算書）

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日)	当連結会計年度 (自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日)
当期純利益又は当期純損失（△）	77	△1,981
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△50	59
退職給付に係る調整額	△42	127
その他の包括利益合計	△93	187
包括利益	△16	△1,794
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	△23	△1,804
非支配株主に係る包括利益	6	10

（３）連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,852	2,604	14,210	△12	19,655
当期変動額					
剰余金の配当			△357		△357
親会社株主に帰属する当期純利益			70		70
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	△287	△0	△287
当期末残高	2,852	2,604	13,923	△12	19,367

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	237	△317	△79	88	19,664
当期変動額					
剰余金の配当					△357
親会社株主に帰属する当期純利益					70
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△50	△42	△93	6	△86
当期変動額合計	△50	△42	△93	6	△374
当期末残高	186	△360	△173	95	19,289

当連結会計年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,852	2,604	13,923	△12	19,367
当期変動額					
剰余金の配当			△357		△357
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△1,991		△1,991
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△2,349	－	△2,349
当期末残高	2,852	2,604	11,573	△12	17,017

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	186	△360	△173	95	19,289
当期変動額					
剰余金の配当					△357
親会社株主に帰属する当期純損失（△）					△1,991
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	59	127	187	10	197
当期変動額合計	59	127	187	10	△2,152
当期末残高	246	△232	14	106	17,137

（４）連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日)	当連結会計年度 (自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△）	819	△2,313
減価償却費	3,269	3,582
減損損失	109	846
貸倒引当金の増減額（△は減少）	3	△11
賞与引当金の増減額（△は減少）	29	14
店舗閉鎖損失引当金の増減額（△は減少）	―	142
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△0	△13
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	193	295
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	22	△703
商品保証引当金の増減額（△は減少）	△27	△19
受取利息及び受取配当金	△28	△27
支払利息	133	138
投資有価証券売却損益（△は益）	27	△3
有形固定資産売却損益（△は益）	―	△4
固定資産除却損	174	140
売上債権の増減額（△は増加）	2,216	△18
たな卸資産の増減額（△は増加）	185	1,874
その他の資産の増減額（△は増加）	△616	382
仕入債務の増減額（△は減少）	△2,705	△2,909
その他の負債の増減額（△は減少）	△91	△1,303
その他	26	799
小計	3,740	888
利息及び配当金の受取額	27	26
利息の支払額	△131	△140
法人税等の支払額	△806	△388
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,830	387
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△484	△1,418
定期預金の払戻による収入	534	1,418
有形固定資産の取得による支出	△2,651	△1,880
有形固定資産の売却による収入	0	12
無形固定資産の取得による支出	△439	△653
投資有価証券の売却による収入	647	46
敷金及び保証金の差入による支出	△366	△329
敷金及び保証金の回収による収入	577	629
貸付けによる支出	△4	△5
貸付金の回収による収入	3	4
資産除去債務の履行による支出	―	△62
投資その他の資産の増減額（△は増加）	△34	△11
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,217	△2,249

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日)	当連結会計年度 (自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	200	△1,160
長期借入れによる収入	6,000	21,300
長期借入金の返済による支出	△6,220	△6,417
自己株式の取得による支出	△0	―
配当金の支払額	△357	△358
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△982	△1,512
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,360	11,851
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△747	9,989
現金及び現金同等物の期首残高	6,171	5,423
現金及び現金同等物の期末残高	5,423	15,412

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第82期）	自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日	平成28年６月21日 四国財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 （第83期第３四半期）	自　平成28年10月１日 至　平成28年12月31日	平成29年２月14日 四国財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織（ＥＤＩＮＥＴ）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）Ａ４－１に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年６月20日

株式会社キタムラ

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山本　哲也　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　寺田　裕　印

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キタムラの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キタムラ及び連結子会社の平成28年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社キタムラの平成28年３月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社キタムラが平成28年３月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年６月20日

株式会社キタムラ

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山本　哲也　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　寺田　裕　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キタムラの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第82期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キタムラの平成28年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年２月14日

株式会社キタムラ

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮木　直哉　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　寺田　裕　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キタムラの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の第３四半期連結会計期間（平成28年10月１日から平成28年12月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成28年４月１日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キタムラ及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第３四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）　１．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。